

令和2年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年4月17日（金）午後2時29分～午後3時8分
場所	さぬき市役所 3階 301・302会議室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第2号～5号）
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第6号～9号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第10号～11号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第12号）
日程第7	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第13号）
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	無
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	無

す。場所のほうでございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●から南へ約240m、市道福良池ノ内線及び荒井線に挟まれているところに位置し、周辺地は住宅と農地が点在しております。申請者は昭和8年に相続し、遠隔地に在住であり、当該地は不整形地、狭小地であることから放棄され現在に至り、隣接山林とともに雑木等が生い茂り自然改廃し、農地として復旧困難になったものでございます。現況のほうは、お手元の資料を見ていただきますと8ページ目のほうでございます、中央の赤丸の部分が今回の申請地の当該部分となっております。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号5、受付年月日は令和2年4月1日。申請人は●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●番、台帳地目田、現況地目が山林の地積771㎡でございます。申請理由といたしましては自然災害、平成16年の災害復旧困難となった農地に浸食された復旧困難となったものでございます。

お手元の資料は9ページ目から10ページ目をご覧いただきたいと思えます。沿革でございますけども、さぬき市●●、●●、●●●●●●から東へ約1.6km入った、周辺地は山林に囲まれた状況でございます。申請者は平成17年に取得し、現在は近隣地に在住で、その後放棄され現在に至り、隣接山林とともに雑木が生い茂り自然改廃し、農地としては復旧困難になったものでございます。現況の写真のほうは10ページ目のほうでございますので、ご確認できるかと思えます。なお、この当該地につきましても赤判定、いわゆる非農地該当と既に判定されているものでございます。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初、●●地区代表委員から報告をお願いいたします。

楠委員

会長提出議案第2号の非農地証明願いですが、内容については事務局の説明のとおり、農地パトロールで赤判定の農地であります。地区委員会といたしましては、再度現地を確認し、山林にも隣接し、資料2ページの写真のとおりであることから、問題はなかろうということになりましたので、ご報告いたします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いいたします。

蓮井委員

議案第3号でございますが、事務局説明のとおりでございます、案件の対象でございます、4月15日に現地確認を行いました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いいたします。

十河委員

4号、5号ともに4月14日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、写真のとおりでございますので、特に問題はないと判断いたしますから、審議のほうよろしくをお願いいたします。以上です。

議長（会長）

各地区代表委員の報告が終わりました。
議案第2号から第5号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

す。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●から北へ約190mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人の亡母が昭和63年頃、宅地の防犯を兼ねた庭整備の外壁工事により敷地拡張をしました。今般、無断転用が判明し、是正をするものです。地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第9号でございます。地区番号は5、受付年月日、令和2年4月1日。申請人は●●●、●●●●様外1名です。申請地は●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積は155㎡。転用目的は住宅拡張で、建築面積が104.13㎡です。工事着完年月日が平成6年4月1日から平成6年10月30日、農地区分は第2種農地です。備考といたしまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料につきましては18から19でございまして、位置図のほうを18ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から西へ約350mに位置し、申請地の隣接は宅地、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人の亡父親が仕事のための事務所と居住するための住居として建築いたしました。申請人に相続後、無断転用が判明したため是正をするものです。地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各代表委員からの調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初、●●地区代表委員からの報告をお願いいたします。

蓮井委員

議案第6号でございますが、事務局の説明どおりでございます。無断転用の是正でございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いいたします。

大塚委員

第7号についてご報告いたします。4月12日、農委、推進委員で現場を確認いたしました。現場はきちんと整然と管理されておりました。事務局の説明どおりです。よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

佐藤委員

発表します。きょうの朝、見に行きました。現場はもう既に塀ができており、もう随分、昭和63年にできて、もうこれは仕方ない、無断転用の是正というんですけど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いいたします。

十河委員

議案第9号ですが、事務局の説明のとおりで、現地確認し、特に問題はないというふうに確認いたしました。審議のほうよろしくをお願いいたします。以上です。

議長（会長）

各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第6号から第9号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

したいと申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も整っております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いいたします。

岡村委員 それでは、10号について報告します。12日にみんなで見ました。それで、キュービクルが少し宅地に近いという問題もあるので、コンデンサーの方が面積が大きいけんあれかなあいう感じですけど、その辺、現実は見えてないので、もうその辺の問題だけで、あと、排水も何も事務局どおりで問題ないと思いますので、審議のほうをお願いします。

大塚委員 第11号についてご報告いたします。4月12日、現場確認をいたしました。ため池改修のための現場事務所などの設置のための土地です。農委、推進委員、これはよろしいでしょうという意見でした。よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第10号及び第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号及び第11号につきましてお諮りします。議案第10号及び第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号及び第11号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達いたします。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第12号を上程いたします。なお、今月の議案で、整理番号26番、芳竹委員さん、32番、33番、神野委員さん、4番、5番、42番、48番から51番、56番が私の、農地中間管理事業対象農用地の1番、35番が松岡委員さん、11番、19番から21番、27番から34番が藤澤委員さんの関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議といたします。では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案12号についてご説明いたします。最初の農用地利用集積計画の審議についてですが、個人が20件、法人が5件、中間管理機構が22件の合計47件となっております。47件のうち新規が29件、再設定が18件でございます。47件のうち、賃借権が13件、使用貸借権が34件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が3件、1,500円が2件、1,700円が1件、2,000円が2件、3,500円が1件、5,000円が4件となっております。期間は10年が13件、9年10ヶ月が1件、6年が10件、5年が5件、4年11ヶ月が2件、4年6ヶ月が2件、3年が10件、2年11ヶ月が3件、2年が1件となっております。

引き続きまして、別の用紙にある農地中間管理事業対象農用地総括表のほうについてご説明いたします。件数は32件で、貸付先は、法人が12件、個人が20件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が9件、使用貸借権が23件で、期間は、10年が13件、9年10ヶ月が1件、6年が15件、3年が3件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野

議長（会長）	<p>菜の作付けとなっております。以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思います。質疑がある場合は、整理番号指定の上ご発言願います。</p>
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、整理番号4番、5番、26番、32番、33番、42番、48番から51番、56番、農地中間管理事業対象農用地の番号1番、11番、19番から21番、27番から35番を除く議案第12号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>では、原案のとおり認めることといたします。</p> <p>続きまして、芳竹委員、神野委員、松岡委員、藤澤委員、私の関係議案である整理番号4番、5番、26番、32番、33番、42番、48番から51番、56番、農地中間管理事業対象農用地の番号1番、11番、19番から21番、27番から35番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いいたします。</p>
議長（会長職務代理者）	<p>それでは、芳竹委員、神野委員、松岡委員、藤澤委員、松原委員の退席を求めます。</p> <p>（芳竹委員、神野委員、松岡委員、藤澤委員、松原委員 退席）</p>
議長（会長職務代理者） 事務局	<p>では、事務局から説明をお願いします。</p> <p>委員さんの案件は両方で25件ありまして、賃借権が5件、使用貸借権が20件となっております。期間につきましては2年4ヶ月が1件、2年6ヶ月が4件、2年8ヶ月が1件、3年が4件、3年8ヶ月が1件、4年6ヶ月が2件、10年が12件となっております。利用内容につきましては、水稲、麦、露地野菜の作付けとなっております。以上です。</p>
議長（会長職務代理者） 全委員	<p>説明が終わりました。質疑等はありませんか。</p> <p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長職務代理者） 全委員	<p>なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長職務代理者）	<p>では、原案のとおり承認いたします。</p> <p>退席されている芳竹委員、神野委員、松岡委員、藤澤委員、松原委員の再入場を求めます。</p> <p>（芳竹委員、神野委員、松岡委員、藤澤委員、松原委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第13号を議題といたします。それでは、事務局から説明を求めます。</p>
農林水産課	農林水産課でこの4月から担い手のほうを担当させていただきますと

います。よろしくお願いいたします。

11ページの議案第13号、今回、1名です。氏名が●●●●さん、住所がさぬき市●●●●●●●●●●番地、生年月日が昭和●●年●●月●●日生。継続の方で、酪農、水稲、露地野菜をしておられます。

別紙のほうをごらんください。今回、農業経営改善計画の中で、経営改善の方向の概要ということで、肥育素牛、E T生産に取り組み、所得の向上を目指します。家畜堆肥など経営内の有機資源を有効に活用して収益性の向上を図るとともに、作業受託面積の拡大など地域の農地・農業を守る取り組みを進めます。また、雇用の増員等により労働負担を低減し、効率的な農業経営を目指します。年間農業所得が現状で800万円ですが、5年後は900万円を目指します。

農業経営規模の拡大に関する目標としまして、作目部門別ということで、現在、乳用牛を62頭飼育していますが、これを5年後は65頭、和牛子牛のほうを、現在5頭ですが8頭に増やす予定です。水稲のほうは現状維持で、ニンニクのほうが現在30aのところを35aに増やす予定です。それから、作業受託のほうも、水稲の稲刈り、もみすり、乾燥、堆肥散布、これが現状で330aのところを440aに増やす予定です。それから、堆肥生産販売のところ、家畜堆肥が現状1,270tのところを5年後に1,450tに増やす予定です。説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたらお願いいたします。

楠委員 それでは、ご報告いたします。●●さんですが、説明のとおり、酪農を中心とした経営でございます。野菜づくりでも水稲、ニンニク、バレイショなども、個人経営ではありますが、大変手広く栽培されている方です。問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について議案第13号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり承認することといたします。
本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局、何かありましたら。

事務局 次回の定例会でございます。5月20日水曜日、当会議室、本庁3階301、302会議室。予定時間では13時30分からの予定となっておりますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

なお、この定例会終了後ですが、地区代表及び会長職務代理に当たりましては打ち合わせがございますので、居残りのほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（会長） 以上をもちまして、令和2年4月農業委員会定例会を閉会といたします。慎重なるご審議ありがとうございました。

(15時8分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番